



平成 18 年 5 月 17 日

各 位

上場会社名 **株 式 会 社 ア マ ダ**
代表取締役社長 岡 本 満 夫
コード番号 6113 東証・大証各第一部
問合せ先 社 長 室 長 磯 部 任
:(0463) 96 - 1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 68 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

平成 18 年 5 月 1 日から、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号、以下「整備法」という。)が施行されました。

これに伴い、取締役会・監査役・監査役会・会計監査人を設置する会社である旨の規定、株券発行会社である旨の規定、単元未満株式の権利範囲に関する規定、新株予約権に係る取扱いに関する規定、株主の権利行使に際しての手續に関する規定、株主総会における議決権の代理行使に際しての代理人の人数及び代理権の証明方法に関する規定並びに取締役会における書面決議を可能とする旨の規定をそれぞれ設けるとともに、その他全般にわたり会社法に合わせた用語や表現の変更及び構成の整理等を内容とした定款の変更を行いたいと存じます。

さらに、定款における取締役員数枠を削減し、その適正化を図りたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容及び各条文ごとの変更の理由につきましては、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日(木)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日(木)

以 上

【定款変更の内容】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第5条（発行する株式の総数） <u>当社の発行する株式の総数は、5億5,000万株とする。</u></p> <p>第6条（自己株式の取得） <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第7条（1単元の株式の数および単元未満株券の不発行） <u>当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> <u>当社は、1単元の株式の数の満たない株式（単元未満株式という。以下同じ）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>第5条（発行可能株式総数） <u>当社の発行可能株式総数は、5億5,000万株とする。</u></p> <p>第6条（自己の株式の取得） <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条（単元株式数） <u>当社の1単元の株式数は、1,000株とする。</u> < 削 除 ></p> <p>第8条（株券の発行） <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>— <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>会社法の施行に伴い、用語を変更するものであります。</p> <p>会社法の施行に伴い、引用条文を変更するとともに、会社法の条文に沿った表現に改めるものであります。</p> <p>会社法の施行に伴い、用語を変更するものであります。また、株券の発行に関する規定を第8条に新設することに伴い、単元未満株券の不発行の規定を同条に移項するものであります。</p> <p>会社法では、株券不発行が原則となり、株券の発行は定款への規定事項とされました。既存の株券発行会社は、整備法により当該規定があるものとみなされますが、明確性の観点から、株券発行会社である旨の規定を設けておくものであります。</p> <p>単元未満株券の不発行の規定を本条第2項に移項するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>第8条（株券の種類） < 条文の記載省略 ></p> <p>第9条（单元未満株式の買増し） 单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する单元未満株式の数と併せて1单元の株式の数となるべき数の单元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</p> <p>前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>第9条（株券の種類） < 現行どおり ></p> <p>第10条（单元未満株主の売渡請求） 单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の单元未満株式を売渡すこと（買増しという。以下同じ）を当会社に請求することができる。</p> <p>前項の請求があった場合において、当会社が売渡すことができる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>第11条（单元未満株式についての権利） <u>当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利 	<p>変更案第8条の新設に伴い、以下、変更案第10条まで、条数を1条ずつ繰り下げるものであります。</p> <p>会社法の施行に伴い、用語を変更するとともに、会社法の条文に沿った表現に改めるものであります。</p> <p>会社法では、定款をもって单元未満株式についての権利の範囲を定められることとなったため、本条を新設するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第10条（<u>名義書換代理人</u>） 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付および引換、単元未満株式の買取り・買増し、配当金の支払、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第11条（<u>株式に関する取扱いおよび手数料</u>） 当社の株式の<u>名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第12条（<u>株主名簿管理人</u>） 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付および引換、単元未満株式の買取り・買増し、配当金の支払、届出の受理等株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第13条（<u>株式および新株予約権に関する取扱い等ならびに手数料</u>） 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、<u>株主の権利行使に際しての</u>手続等ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>変更案第8条及び第11条の新設に伴い、以下、変更案第18条まで、条数を2条ずつ繰り下げるものであります。 また、会社法の施行に伴い、用語を変更するとともに、新株予約権原簿に関する事務も株主名簿管理人が取り扱うとされたため、所要の変更を行うものであります。</p> <p>会社法の施行に伴い、用語の変更を行うとともに、株式に関する取扱いの他、新株予約権に関する取扱い並びに株主の権利行使に際しての手続に關しても株式取扱規程による旨を定めるものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第12条（基準日） 毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p>第13条 } < 条文の記載省略 > 第14条</p>	<p>第14条（基準日） 毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第15条 } < 現行どおり > 第16条</p>	<p>会社法の施行に伴い、用語の変更を行うとともに、会社法の条文に沿った表現に改めるものであります。</p>
<p>第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数によってこれを行なう。</p> <p>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p>	<p>第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれを行なう。</p> <p>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p>	<p>会社法の施行に伴い、引用条文を変更するとともに、会社法の条文に沿った表現に改めるものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第16条（議決権の代理行使） 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。 ただし、その代理人は、議決権を有する当会社の株主に限る。 ＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p>	<p>第18条（議決権の代理行使） 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。 ただし、その代理人は、議決権を有する当会社の株主1名に限る。 — <u>前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第19条（取締役会の設置） <u>当会社は、取締役会を置く。</u></p>	<p>会社法では、代理権の証明方法、代理人の数、その他の代理人の議決権行使に関する事項を定める場合は、定款に規定するか、招集通知に記載することとなったため、代理人の人数及び代理権の証明方法を定款に規定するものであります。</p> <p>会社法では、取締役会の設置は定款への規定事項とされました。既存の株式会社は、整備法により当該規定があるものとみなされますが、明確性の観点から、取締役会設置会社である旨の規定を設けておくものであります。</p>
<p>第17条（取締役の定員および選任） 当会社の取締役は、<u>20名以内とする。</u> ＜新 設＞</p> <p>— <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>第20条（取締役の定員および選任） 当会社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> — <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>— <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>変更案第8条、第11条及び第19条の新設に伴い、以下、変更案第23条まで、条数を3条ずつ繰り下げるものであります。</p> <p>また、当社の取締役会は、定款規定20名以内のところ現在10名の取締役で構成し、重要事項の意思決定機関及び取締役の業務執行の監督機関として機能しております。このことを踏まえ、さらに当社の経営規模等を考慮した上、定款における取締役員数枠の適正化を図るため、員数枠を12名以内に減少させたいと存じます。</p> <p>加えて、会社法の施行を機に、明確性の観点から、取締役の選任機関に関する規定を定款に盛り込むものであります。</p> <p>なお、第2項の新設に伴い、項数を変更するとともに、会社法の条文に沿った表現に改めます。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第18条 < 条文の記載省略 ></p> <p>第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第20条（取締役会の招集） 取締役会は、取締役会長がこれを招集する。取締役会長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>会日より3日前に発するものとする。</u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>第21条 < 現行どおり ></p> <p>第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条（取締役会の招集） < 現行どおり ></p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発するものとする。</u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>会社法の条文に沿った表現に改めるものであります。</p> <p>会社法の条文に沿った表現に改めるものであります。</p> <p>会社法では、法律で定められた一定の要件を充たした場合は、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨が認められたことから、取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会における書面決議を可能とするよう本条を新設するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p data-bbox="384 344 507 378"><新 設></p> <p data-bbox="284 719 608 775">第21条（監査役の定員および選任）</p> <p data-bbox="304 781 603 837">当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="384 844 507 878"><新 設></p> <p data-bbox="284 904 608 1055">— 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p data-bbox="284 1211 608 1361">第22条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="304 1395 603 1516">補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p data-bbox="635 344 959 409">第25条（監査役および監査役会の設置）</p> <p data-bbox="655 416 938 472"><u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p data-bbox="635 719 959 775">第26条（監査役の定員および選任）</p> <p data-bbox="715 781 879 815"><現行どおり></p> <p data-bbox="635 844 959 904">— <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="635 911 959 1084">— <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p data-bbox="635 1211 959 1391">第27条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="655 1397 938 1516">補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p data-bbox="986 416 1300 680">会社法では、監査役および監査役会の設置は定款への規定事項とされました。既存の大会社は、整備法により当該規定があるものとみなされますが、明確性の観点から、監査役及び監査役会設置会社である旨の規定を設けておくものであります。</p> <p data-bbox="986 786 1300 1178">変更案第8条、第11条、第19条、第24条及び第25条の新設に伴い、以下、変更案第28条まで、条数を5条ずつ繰り下げるものであります。また、会社法の施行を機に、明確性の観点から、監査役の選任機関に関する規定を定款に盛り込むものであります。なお、第2項の新設に伴い、項数を変更するとともに、会社法の条文に沿った表現に改めます。</p> <p data-bbox="986 1240 1300 1301">会社法の条文に沿った表現に改めるものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第23条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>第28条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第29条（会計監査人の設置） 当会社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>第30条（会計監査人の選任） <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第31条（会計監査人の任期） <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>	<p>会社法の条文に沿った表現に改めるものであります。</p> <p>会社法では、会計監査人の設置は定款への規定事項とされました。既存の大会社は、整備法により当該規定があるものとみなされますが、明確性の観点から、新たに章立てをして、会計監査人に関する規定を設けておくものであります。</p> <p>明確性の観点から、会計監査人の選任に関する規定も定款に盛り込むものであります。</p> <p>明確性の観点から、会計監査人の任期に関する規定も定款に盛り込むものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第6章 計 算</p> <p>第24条（営業年度および決算期） 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>第25条（利益配当金） 利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対しこれを支払う。</p> <p>第26条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という）を行なうことができる。</u></p> <p>第27条（配当金の除斥期間） 利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第32条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第33条（期末配当金） 当会社は、<u>株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期末配当金という。以下同じ）を支払う。</u></p> <p>第34条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当という。以下同じ）をすることができる。</u></p> <p>第35条（配当金の除斥期間） 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>変更案第6章の新設に伴い、章数を繰り下げます。</p> <p>変更案第8条、第11条、第19条、第24条、第25条、第29条、第30条及び第31条の新設に伴い、以下、変更案第35条まで、条数を8条ずつ繰り上げるものであります。</p> <p>また、会社法の施行に伴い、用語を変更するとともに、会社法の条文に沿った規定の仕方に改めるものであります。</p> <p>会社法の施行に伴い、用語を変更するとともに、会社法の条文に沿った規定の仕方に改めるものであります。</p> <p>会社法の施行に伴い、用語及び引用条文を変更するとともに、会社法の条文に沿った規定の仕方に改めるものであります。</p> <p>変更案第33条の変更に伴い、用語を変更するものであります。</p>

以 上